

(大分県公告 会計管理局用度管財課 一般競争入札の実施)

次のとおり、一般競争入札に付するので公告する。

令和7年7月25日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 一般競争入札により売払う物件

No.	名 称	初年度登録	総排気量	走行距離	予定価格	入札保証金
1	クラウン	平成23年10月	2.49L	117,082km	150,000円	15,000円

※ 自動車検査証の有効期間満了日は令和8年10月4日。

※ 走行距離については、庁舎内移動等により変動する場合がある。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）を利用して入札を行う。入札に関する手続については、別に定める「大分県インターネット公有財産売却ガイドライン」及び売却システムに係る規約に従い行うものとする。

3 一般競争入札参加資格に関する事項

次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に規定する破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- (5) 本県が定める本ガイドライン及びK S I 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (6) 18歳未満の者
- (7) 一般競争入札に係る物品に関する事務に従事する大分県職員

4 入札参加申込について

入札参加希望者は、受付期間内に下記申込手続を行うこと。

- (1) 売却システムにて申込み（仮申込）

・令和7年7月25日（金）午後1時から令和7年8月12日（火）午後2時まで

(2) 所定の申込書にて申込み（本申込）

- ・仮申込み手続完了後、令和7年8月12日（火）午後2時までに、大分県会計管理局用度管財課車両管理班へ提出すること。

（郵送の場合は、令和7年8月12日（火）までの消印有効）

(3) 期限までに申込書の提出が無い場合は、入札に参加することができない。

(4) その他

- ・申込書は大分県ホームページ (<https://www.pref.oita.jp/>) からダウンロードできる。
- ・申込書の作成費用は、入札参加希望者の負担とする。
- ・提出された申込書等は、返却しない。

5 契約条項を示す場所及び期間

場所：〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県会計管理局 用度管財課 車両管理班

期間：令和7年7月25日（金）午後1時から令和7年8月12日（火）午後2時まで

6 下見を行う場所及び期間

場所：大分県公用車駐車場（大分県大分市大手町3丁目1番1号）

期間：令和7年7月30日（水）～令和7年8月8日（金）（閉庁日を除く）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

※ 必ず、問い合わせ先に事前に連絡して、下見の日時を予約すること

7 一般競争入札場所及び期間

場所：売却システム上

期間：令和7年8月26日（火）午後1時から令和7年9月2日（火）午後1時まで

8 開札日時及び落札者決定等

開札日時：令和7年9月2日（火）午後1時以降

入札終了後、本県は開札を行い、入札物件ごと売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最高価格で入札した者が複数存在する場合は、くじ引き（自動抽選）により落札者を決定する。

なお、落札者には、大分県から入札終了後、ログインIDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信する。

9 入札保証金

参加申込物件毎に保証金を納付すること。保証金額は予定価格の100分の10とする。

納付方法については、今回の売却システムを利用した「クレジットカード」のみとする。

10 無効入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札価格が予定価格未満の額を入札
- (2) 大分県契約事務規則第二十七条に該当する入札

11 契約書の提出

落札者は、令和7年9月9日（火）午後5時までに、契約書を提出しなければならない。（郵送の場合は、令和7年9月9日（火）までの消印有効）

12 代金の納入及び所有権の移転

落札者は、令和7年9月16日（火）午後2時30分までに売払代金の残金(※)を一括して納入すること。

なお、所有権については、売払代金の残金の納付確認がとれた時点で移転する。

※ 入札（契約）保証金を売払代金の一部へ充当するので、それを差引いた残金

13 引渡しについて

- (1) 引渡し期限は、令和7年10月6日（月）までとする。また引渡しに関する費用等は全て落札者の負担とする。（自動車検査証の有効期間は令和8年10月4日（土）まで）
- (2) 引渡し場所については、大分県が指定する場所で行う。
- (3) 落札者本人であることを証する書類（契約書郵送時に添付する身分証明書の写しの原本）を持参のこと。（書類不備により本人確認ができない場合には引渡しできないことがある。）

14 その他

- (1) 売却予定財産は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あることから、本契約締結後、売買物件に契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、これを理由として売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県 会計管理局 用度管財課 車両管理班

TEL : 097-506-2981 E-mail : a20100@pref.oita.lg.jp